一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐五六三二の二、五六三二の七、五六三二の八、五六三二の一〇、五六三二の一一、五六三二の一三から五六三二の一五まで、五六三二の一八、五六三二の一九、五六三二の二三、五六三二の二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七六二一の一、七六二一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢八二三二のヘ・八二三二のト(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、八二三三の一、八二三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　青森県弘前市大字湯口字三ノ細川一六の一、一七の一、四七の六、四七の七、四七の九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字蛭原三〇一三の一、三〇一三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　北海道旭川市西神楽三線三三号一の一八三地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、一の一八三・一の三八六・一の七三二・一の七三三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、西神楽四線三三号一の一八四地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、一の八一八・西神楽二線三三号三四号西神楽三線三三号三四号一の三八二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀郡曽爾村大字長野四一八、四二四、四二八、一〇七二、一〇七三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字長野四一八・四二四・四二八・一〇七二・一〇七三の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び曽爾村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡東吉野村大字伊豆尾六四四の一、六四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字伊豆尾六四四の一・六四五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。